

取 扱 基 準

名 称	新潟市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金
補助区分	運営費補助 <input type="checkbox"/> 事業費補助 <input checked="" type="checkbox"/>
補助金の概要	がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり等の危険から住民の安全を守るため、災害危険区域等の区域内にある危険住宅（既存不適格住宅）の移転を行う場合、その費用の一部を補助します。
目 標	数値化 <input checked="" type="checkbox"/> 非数値化 <input type="checkbox"/>
	補助件数 令和8年度 0件 令和9年度 0件 令和10年度 0件 〈目標が数値でない場合の評価方法〉
補助事業者	補助事業者が個人のため、情報の公表は行いません。
補助対象経費の内 容	【除却費等】 危険住宅の除却及び引越し等に要する費用 【建物助成費】 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む）に要する資金を金融機関等から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%限度とする）に相当する額の費用
補助額及びその算定方法又は補助率	【除却費等】 ・除却費：木造33千円/㎡、非木造47千円/㎡ ・引越費等：1戸あたり上限975,000円 【建物助成費】 1戸あたり上限421万円（建物325万円、土地96万円） 〈補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉 国の補助対象基準に準じて補助額を設定しているため。
開始時期	令和8年 4月 1日
評価の時期	令和10年 9月30日
終 期	令和11年 3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による情報の公表	〔内容〕
	〔媒体〕
担当部署	建築部 建築行政課 建築行政係 電 話 025-226-2837 e-mail kenchiku@city.niigata.lg.jp